

10安(核規)第892号

平成11年2月16日

原子力委員会委員長 殿

内閣総理大臣



核燃料サイクル開発機構人形峠環境技術センターにおける
核燃料物質の加工の事業の変更の許可について（諮問）

核燃料サイクル開発機構 理事長 都甲 泰正から平成10年11月2日
付け10サイクル機構（人）024をもって、核原料物質、核燃料物質及び
原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項の規定に
基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第16条第
3項において準用する法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係
る部分に限る。）に規定する基準に適合していると認められるので、法第1
6条第3項において準用する法第14条第2項の規定に基づき、当該基準の
適用について貴委員会の意見を求めます。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条第3項において準用する同法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準の適合について

1. 加工の能力

今回の変更に伴ない申請者の加工の能力は減少することとなり、本申請を許可することによって、加工の能力が著しく過大になることはないと認める。

2. 経理的基礎

今回の事業変更に伴い必要とされる資金は、電力との共同研究費用及び売上収入により充当する計画であり、その確保に見通しがあり、当該事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があるものと認める。